

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第17号

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例（平成19年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「鳥取市教育センター」を「鳥取市総合教育センター」に改める。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条並びに」を削り、「鳥取市教育センター」を「鳥取市総合教育センター」に改める。

第2条中「支援」を「指導及び支援」に、「鳥取市教育センター」を「鳥取市総合教育センター」に、「教育センター」を「総合教育センター」に改める。

第3条中「教育センター」を「総合教育センター」に改め、同条第3号中「又は発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。）を有する児童生徒」を削る。

第4条から第6条まで、第10条から第12条まで、第14条第1項及び第15条中「教育センター」を「総合教育センター」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。